

岩手県告示第645号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成26年9月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人晃生会	下閉伊郡山田町川向町4番6号	晃生会指定通所介護事業所	下閉伊郡山田町山田第3地割35番地	平成26年5月31日

2 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人晃生会	下閉伊郡山田町川向町4番6号	晃生会指定通所介護事業所	下閉伊郡山田町山田第3地割35番地	平成26年5月31日